

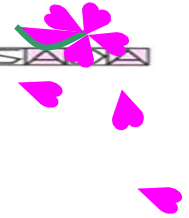


# オフィス ASADA 通信のご案内

平成 19 年 4 月吉日

## オフィス ASADA

茨城県取手市井野台1-7-28 〒302-0015  
TEL.0297-72-2401 FAX.0297-72-6217



桜の花が咲き誇る季節となり、目に映る全ての物が 新しいスタートの時と感じられる 今日この頃となりました。今月も新しい情報を皆様にお届けさせていただきます。

### 今月のテーマ

1. 「民事訴訟裁判告知」の通知があなたに来た時 どうする？
2. 4月から変わる主な制度 「暮らし・教育」 「企業・経済」
3. 平成 19 年度「税制改正大綱」のポイント

(1) 下記の記事は顧問弁護士と取手警察署に許可を頂いて掲載致しました。

#### 民事訴訟裁判告知

今回、貴方に対する民事訴訟裁判の訴状が提出された事を  
通達致します。

貴方は回収業者及びお取引契約会社に対しての契約不履行  
につき原告側が提出した訴状を管轄裁判所が受理した事をご  
報告致します。下記の裁判取り下げ期日を過ぎますと改めて  
出廷命令通知が届きますので記載期日に出廷して頂くようお  
願い致します。こちら民法188条に基づいた財務省認可書とな  
っておりますので出廷拒否されますと原告側の主張が全面的  
に受理され裁判後の処置と致しましては被告の**給与及び、動  
産物、不動産物の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行**  
させていただきます。また、履行執行官による**[執行証書の交付]**  
を承諾して頂くと同時に債権譲渡証明書を1通郵送させて頂きます  
のでご了承ください。尚、書面通達となりますので個人情報  
保護の為、詳しい詳細等は当職員までご連絡下さい。

※ご連絡なき場合には本書を勤務先等へ郵送させていただきます。

裁判取り下げ期日 平成19年 3月29日

〒160-0042  
東京都墨田区新大橋3-7  
財団法人 日本財務管理局  
03-3839-1639 (管理部)  
電話受付時間 9:00~18:00(土・日・祝日を除く)

◆身に覚えのない内容の通知が来た時  
「えっ」と息を呑むでしょう！葉書のみならず封書で来る時もあり、又は自宅のポスト  
に投函される事もあるそうです。

◆まず 落ち着いて裁判所名を確認して！  
「管轄裁判所」とありますね・・・  
これは”嘘”  
必ず裁判署名が記載されている筈です。

◆住所も法人名も ”嘘”  
NTT で確認済みです。こんな住所も法人  
名もありません！

◆正式な裁判の通知なら「事件番号」  
が記載されています。










◆私はうっかりと電話をしちゃったのです。

皆様は ”絶対” に電話をし  
ないでください。






これは オレオレ 詐欺と同じです！

## (2) 4月から変わる主な制度

### < 暮らし・教育 >

-  国民年金保険料引き上げ
  - ・月額 240 円引き上げ 1 万 4100 円に
-  離婚時の厚生年金分割制度開始
  - ・夫の厚生年金(報酬比例部分)の半分を上限に妻への分割が可能に。
-  若い妻の遺族厚生年金が 5 年間の有期給付に
  - ・夫の死亡時, 30 歳未満で子供のいない妻の遺族厚生年金の受給を 5 年間に
-  在職老齢年金制度の適用拡大
  - ・60 歳代で正社員などとして働くと, 賃金に応じて年金を減額する在職老齢年金制度を 70 歳以降にも適用。
-  厚生年金の受け取りの先送り
  - ・65 歳以降の厚生年金の受給を 66 歳以降に遅らせる事が可能に。  
1 ヶ月の繰り下げで将来の年金は 0.7% ずつ増え, 最大 5 年間で 42% 増額。
-  放課後児童預かり事業の全国展開
  - ・児童を学校で預かる「放課後子供プラン」授業を全国の小学校区で順次展開。
-  児童手当の拡充
  - ・「乳幼児加算」として 0~2 歳児の第一子, 2 子への児童手当を 1 万円に拡充。
-  不妊治療費の助成増額
  - ・一回 10 万円を上限に年 2 回までに拡充。
-  産休中の出産手当を引き上げ
  - ・1 日当り賃金の 3 分の 2 相当に引き上げ。

### < 企業 ・ 経済 >

-  再チャレンジ支援融資制度創設
  - ・中小企業金融公庫などが, いったん失敗した起業家に再挑戦支援資金を特別融資。
-  国内線航空運賃値上げ
-  主要生保, 損保各社が保険料改定
  - ・生保は 2 日の新規契約分からガン保険, 年金保険の保険料を値上げ。
-  住宅金融公庫が独立行政法人「住宅金融支援機構」に衣替え
  - ・住宅購入者への直接融資を原則廃止。金融機関と関連した長期固定ローン中心に。
-  改正男女雇用機会均等法が施行
  - ・全国転勤を総合職の採用要件にすることなどを「間接差別」として原則禁止。


### (3) 平成 19 年度「税制改正大綱」のポイント

#### 法人関連


 特殊支配同属会社の役員給与損金不参入制度の見直し

- ① 同族関係者で発行済株式の総数の 90%以上の株式を保有。かつ
- ② 同族関係者が常務に従事する役員の過半数を占める場合

法人の課税所得と役員報酬の合計額が、直前 3 年（事業年度）平均額年 800 万→1,600 万


 減価償却制度の見直し

—償却可能限度の撤廃・新規取得資産は 100%償却可能に！—

 中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃


#### 留保金課税撤廃の理由

発展を目指す中小企業にとっては、設備投資・研究開発等を行うための資金の確保や信用力を図るために利益の内部留保が必要不可欠であり、留保金課税は中小企業の発展の阻害要因である。このため中小企業を留保金課税の適用対象から除外する。（資本金 1 億円以下の中小企業）


 非上場株式の相続時精算課税制度の特例

事業承継の円滑化のため、及び早期の事業承継を促進するため、現行の相続時精算課税制度では、対象とならない 60 歳以上の中小オーナー経営者が、後継者である子供（代表者となる場合に限る）に自社株式を贈与する場合の特例を創設。具体的には、一定の要件を満たした場合、2500 万円の非課税枠を 500 万円上乗せして 3000 万円とする措置を講じる。

#### 個人関連

 住宅ローン減税の特例

平成 19 年、20 年に入居して住宅ローン控除を適用する場合には、控除期間 10 年の従来の控除のほかに、控除期間 15 年の特例も選択可能に！

 住宅のバリアフリー改修促進税制の創設

一定居住者が 5 年以上の償却期間の所定のローンを借り入れて、住宅を所定のバリアフリーに改修工事し、平成 19 年 4 月から 20 年 12 月末までに居住した場合には、ローンの一定割合を 5 年間、所得税から控除するという制度が創設されたこれは増改築した場合の住宅ローン控除制度と選択できる。適用は平成 19 年 4 月から。

◆保険に関して、どんなことでもご遠慮なくご相談ください◆

Qualifying  
Member



MDRT®

オフィス **ASADA** 代表 麻田 春江

Asada Harue

茨城県取手市井野台1-7-28 〒302-0015  
TEL.0297-72-2401 FAX.0297-72-6217  
e-mail : officeasada\_h@ybb.ne.jp  
携帯 : 090-8720-8591